

答申第1号  
平成20年 2月27日

常陸太田市長 大久保太一 殿

常陸太田市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 片桐 章典

常陸太田市個人情報保護条例第38条に基づく諮問について（答申）

平成19年10月15日、太都発第117号をもって諮問された「不服申立人の家屋損傷写真及び文書」の一部開示決定について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

常陸太田市長が「不服申立人の家屋損傷写真及び文書」について、一部開示とした決定は、妥当である。

## 2 不服申立ての経過

### 1) 開示請求の内容

平成19年6月15日、不服申立人は、常陸太田市長（以下「実施機関」という）に対し常陸太田市個人情報保護条例（以下「個人情報保護条例」という）第14条の規定により、行政情報の開示請求を行なった。

（開示請求の行政情報）

不服申立人の家屋損傷写真及び文書

### 2) 実施機関の決定

平成19年6月29日、実施機関は、開示請求のあった写真及び文書のうち、写真を開示し、文書は不存在のため不開示と一部開示決定を行い、不服申立人に通知した。

### 3) 不服申立て

平成19年8月20日、不服申立人は本件処分を不服として、行政不服審査法第6条に基づき、実施機関に対して、不服申立てを行なった。

#### 4) 諮問

平成19年10月15日、実施機関は、個人情報保護条例第38条第1項の規定により、常陸太田市情報公開・個人情報保護審査会に諮問した。

#### 3 不服申立人の趣旨

不開示決定の処分を取り消し、文書の公開を求める。写真が存在する以上、撮影した経過等を記録した文書があるのが自然である。写真だけで情報を管理することはできない。

#### 4 実施機関の理由説明書要旨

実施機関は、不服申立人の代理人より、不服申立人の家屋が、隣接している土地区画整理組合施行の造成工事の影響により、損傷を受けたとの連絡を受けた。実施機関の職員は、土地区画整理組合と不服申立人との問題と認識しつつも、土地区画整理組合において対応できかねる状況であったこと、住民からの苦情・要望解決のため、現場に赴き写真を撮影した。実施機関の職員は、土地区画整理組合の理事会において、当該経過を写真と共に口頭で報告したため、文書での行政情報は存在しない。撮影した写真はデータを消去したが、印刷して保存してあったため、行政情報として開示した。

#### 5 不服申立人の本件処分に対する意見書要旨

実施機関の職員は、代理人に対し写真を破棄したと伝えた。しかし、個人情報保護条例による開示請求によって開示されたため、実施機関の判断は信用できない。実施機関の職員が住民の依頼により写真撮影を行なったのであれば、何らかの経過を記録として残しているのが通常である。実施機関の提出した理由書には、詳細に経過が記載されていることから、記録が残されていることは明らかである。

#### 6 審査会の判断

##### 1) 実施機関の職員の職務範囲について

実施機関は土地区画整理事業の施行促進を図るため、必要な勧告、助言若しくは援助を行なうことができ（土地区画整理法第123条）、実施機関は土地区画整理組合に対して協力関係にあるものの、土地区画整理組合は実施機関とは別個独立した法人である。実施機関の職員が当該土地区画整理組合の非組合員である不服申立人の代理人の要請に応じて写真撮影した行為は、土地区画整理組合の事業施行促進に該当するか異論があるが、当審査会においては、土地区画整理組合の事業施行促進といった本来の職務に該当しないものと判断し、住民の苦情・相談としての範囲では職務に該当するものと解する。

## 2) 開示された情報について

実施機関の職員が、不服申立人の代理人の依頼により、撮影した写真である。写真のデータの破棄か印刷物の破棄かについては、双方の主張に相違があるが、現実には印刷物を破棄していないことから、個人情報保護条例の規定により、開示がなされたものである。実施機関の信用を失墜する行為には当たらないものと解する。

## 3) 本件申立文書の不存在について

不服申立人の代理人は、本来は本人が撮影すべき行為を、実施機関に要請して、写真を撮影させている。本件の実施機関の職員の職務範囲は、依頼者から受けた苦情・相談について、土地区画整理組合に対処するよう報告・連絡することにある。正確に土地区画整理組合に報告・連絡するためには、文書により経過を記録してあるはずと不服申立人は主張する。しかし、写真撮影が本来の土地区画整理組合の事業施行促進という実施機関の業務に含まれないこと、数日後に理事会が開催されること、写真をもって対処するよう土地区画整理組合に報告したこと、などの状況を踏まえれば、実施機関は写真撮影の経過を残す必要性がなく、文書を作成しなかったことが認められる。

## 7 審査会の結論

以上のことから、実施機関の担当職員が不服申立人の家屋を撮影した写真については開示、経過を記録した文書は存在であることから、非開示決定を行なったことは妥当である。

## 参考 審査会の経過

期　　日	審　査　の　経　過
平成19年10月15日	・実施機関から諮問書を受理
平成19年10月22日	・諮問の報告 ・審議
平成19年11月30日	・実施機関から理由説明書を受理
平成19年12月 5日	・審議
平成19年12月25日	・不服申立人から意見書を受理
平成20年 1月22日	・審議
平成20年 2月 7日	・審議